

令和6年度版

大曲商工会議所は あなたの企業を応援します



 **大曲商工会議所**

〒014-0027
大仙市大曲通町1番13号
TEL. 62-1262(代)
FAX. 62-1265

ホームページ <https://www.omagari-cci.com>

商工会議所はいつでも応援します

〈地域社会に貢献する商工会議所〉

事業発展のために、お店や企業の立場にたっていっしょに考え、行動する商工会議所。金融のことから税務・経理・経営や労務に関することなど、適切な具体策や親身なアドバイスで皆さんの相談に力強くお応えし、いつでも応援いたします。

また、明るく・住みよいまちづくりをいっしょに考え、力を合わせて実現するのも大きな役割です。

商工会議所はいろいろな人や企業とのふれあいを大切にして、地域全体の発展に努力します。

商工会議所は地域経済界を代表する唯一の総合経済団体です。

会員の負担する会費が全額必要経費として税務面で控除されるのも、こうした公共性をもっているからです。

* 目 次 *

1.	大曲商工会議所令和6年度事業計画	1
2.	事務局の体制	2
3.	小規模企業経営改善推進事業のご案内	3
4.	マル経資金融資(小規模事業者経営改善資金)のご案内	4
5.	日本政策金融公庫国民生活事業融資制度のご案内	5
6.	秋田県融資資金のご案内	6
7.	大仙市融資制度及び助成金のご案内	7
8.	経営安定特別相談室のご案内 商工調停士を中心に、各分野の専門家が相談に応じます	8
9.	経営力強化事業のご案内	9
10.	事業承継支援	9
11.	経営サポートのご案内 (1) 日常取引の記帳から決算・申告まで継続して支援いたします (2) 貿易関連証明書の発給	10
12.	労働保険のご案内 (1) 労働保険とは (2) 労災保険 (3) 雇用保険 (4) 労働保険事務代行 (5) 労災特別加入制度のご案内	11・12・13
13.	各種共済制度について	14・15
14.	小規模企業共済制度 経営者の退職金制度を活用しませんか	16
15.	経営セーフティ共済(中小企業倒産防止共済制度) 中小企業を連鎖倒産から守ります	17
16.	商工会議所の検定試験(日商検定)	18・19

1 大曲商工会議所令和6年度事業計画

新型コロナウイルスが5類に移行し、各種イベントや交流事業が再開されるなど経済活動は徐々にコロナ前に戻りつつある。しかしながら、コロナ禍で受けた経営への影響は大きく、コロナ関連補助金の見直し、融資の返済開始に伴う負担増加に加え、賃上げの圧力、深刻化する人手不足や原材料やエネルギー価格の高騰など経営環境はまだまだ厳しい状況が続いている。また、昨年の秋田市での豪雨災害や能登半島地震の発生など災害によるリスクも懸念される。

こうした中、令和6年度も引き続き、コロナ禍の影響から脱却しきれない事業者に対する継続的な支援と今後の更なる成長に向けた支援を伴走型で行う。人手不足解消に向けたデジタル化、事業承継支援、まちづくりなどについて関係機関との連携を図り様々な課題にきめ細やかに対応する。

全国花火競技大会は、令和10年に100回という節目の年を迎える。これに向けて平成29年に開催した「国際花火シンポジウム」の再度誘致開催を目指し、インバウンドを見据えた国際化を推進する。令和6年度は「モンリオール国際花火競技大会」に出品し、世界中から集まる花火関係者や花火ファンに向け、「大曲の花火」の魅力発信と誘客に向けたPRを積極的に行い、大曲での国際花火大会開催の足がかりとする。

また、現在工事を進めている宿泊施設については、花火師の宿泊施設としての利用のみならず、観光面での拠点としての活用、通年での利用に向け関係機関・団体と協議を進め令和7年春の開業を目指す。

〈 基本方針 〉

- I. 会員企業の維持存続と成長支援
- II. 「食」を活用した観光振興とまちづくり推進
- III. 商工会議所の機能及び財政基盤強化
- IV. 「大曲の花火」の国際化の推進
- V. 花火ブランドの強化・拡充

〈商工会議所とは〉

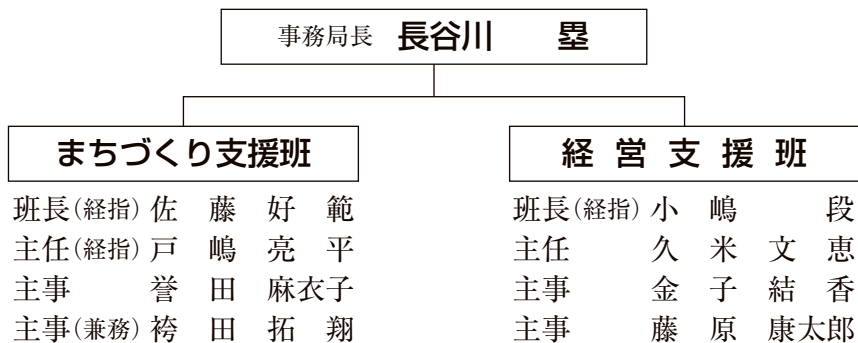
商工会議所とは、商工会議所法に基づいて設立された地域総合経済団体です。地元商工業者の皆さまに支えられながら、地域の発展のため、さまざまな活動を行っております。

〈商工会議所の役割〉

- ①地域経済社会の牽引役
 - ・商工会議所は、地域経済のリーダーとして、国・県・市等への提言・意見活動を行います。
- ②活力ある地域づくりの実現
 - ・活力ある地域社会実現のために、インフラの整備や企業の情報化などに力を入れていく他、企業間・企業と市民の橋渡し役として賑わいのあるまちづくりを目指します。
- ③中小企業をバックアップ
 - ・商工会議所は、地域の商工業者、中小企業の皆さまの強い味方であるよう努めています。その第一歩として、経営相談をはじめ、金融、法律、情報化支援など様々なご相談に応じます。

2 事務局の体制

本部事業部・中小企業相談所



※経指…経営指導員

(融資・記帳・労働保険・確定申告、その他経営全般・まちづくりへの取り組みに関すること)

〈中小企業相談所が経営に関する相談に応じます〉

いつでもお気軽にご相談ください

中小企業相談所では、金融、税務、経理、労務などの経営全般の相談業務を担当する経営支援班と地域資源の活用や各地域の活性化支援、日商検定に関する業務を担当するまちづくり支援班の2班を設置しています。経営指導員を含め9名の職員が配置され各種相談をお受けします。

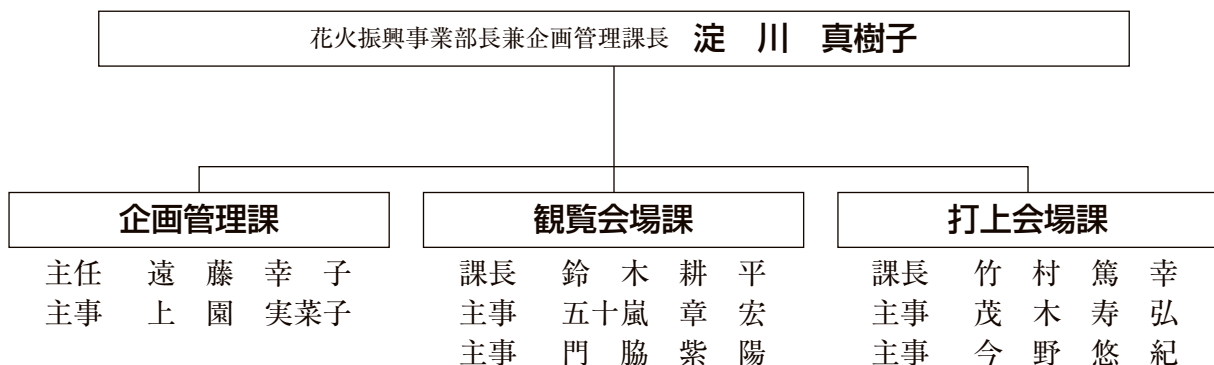
本部事業部には、中小企業相談所の他にも課が設けられ、次の職員が担当しております。

総務課

会員・会費、その他総務全般に関すること・共済全般に関すること

- ・課長 高橋 良子
- ・主任 伊岡森 杏子
- ・主任 藤本 秀樹
- ・主事(兼務) 袴田 拓翔

花火振興事業部



3 小規模企業経営改善推進事業のご案内

〈小規模企業経営改善推進事業とは〉

「小規模企業経営改善推進事業」は小規模企業者（注）の経営又は技術の改善発達を図るためのもので、国・県の補助を受けて、商工会議所の事業の中でも特に重要なものの一つとして積極的に推進しています。

（注）小規模企業者とは、常時使用する従業員の数が20人（商業・サービス業は5人）以下の商工業者のことをいいます。

● こんな場合にご相談ください

経営

- ・創業にあたっての相談をしたい。
- ・経営課題を解決したい。
- ・国や県の補助金を活用して設備投資や販路拡大を行いたい。

金融

- ・事業資金の借入相談をしたい。
- ・資金計画や資金繰りの相談をしたい。
- ・低利子の金融斡旋を受けたい。

税務

- ・確定申告について教えてほしい。
- ・インボイス制度について詳しく知りたい。

経理

- ・経理ソフトを活用して帳簿をつけたい。

労務

- ・従業員を雇ったので労働保険に加入したい。

巡回相談

経営指導員が地域の商工業者を巡回し、金融・税務・経営・労務等、あらゆるご相談に応じます。

窓口相談

経営指導員が窓口において地域の商工業者の金融・税務・経営・労務等、あらゆるご相談に応じます。

集団支援

経営コンサルタント・大学教授等の専門指導員により、講演会・講習会等の集団支援をいたします。

個別支援

中小企業診断士・税理士・社会保険労務士等の専門家による個別支援をいたします。

4 マル経資金融資(小規模事業者経営改善資金)のご案内

この融資は、小規模事業者の経営改善が促進されるよう設けられたもので、昭和48年10月から始まり、多くの事業所に利用されています。融資は商工会議所の経営支援を受けて経営改善を図ろうとする方に、商工会議所の推薦により、保証人や担保が不要で、低利で日本政策金融公庫から貸し出されるものです。

(1) 対象者

次のすべての条件を満たす方

- ①従業員が商業・サービス業では5人以下、製造・建設業その他の業種では20人以下の事業者。
- ②市内で1年以上営業しており、所得税（法人税）、事業税、住民税を滞納していない方。
- ③従前（6カ月前から）商工会議所の指導を受けている方。

(2) 資金使途 運転資金及び設備資金

(3) 限度額 2,000万円

(4) 貸付期間 運転資金 7年以内（1年以内の据置が可能） 設備資金 10年以内（2年以内の据置が可能）

(5) 年利率 1.35%（令和6年5月1日現在）

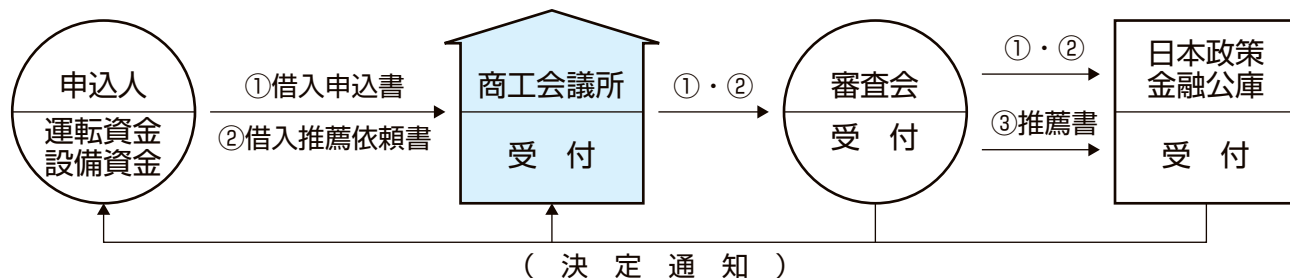
(6) 保証人・担保 保証人、担保は不要です。 ご利用にあたっては商工会議所会頭の推薦が必要です。

融資申し込みのとき用意いただくもの

個人企業	法人企業
<ul style="list-style-type: none"> ①前年、前々年の青（白）決算書（控） ②前年、前々年の確定申告書（控） （税務署の受付印又は受信通知があるもの） ③所得税、事業税、住民税の領収書又は納税証明書 ④見積書、契約書など 	<ul style="list-style-type: none"> ①前年、前々年の決算書（決算後6ヵ月を経過している場合は最近の試算表） ②前年、前々年の確定申告書（控） （税務署の受付印又は受信通知があるもの） ③所得税、事業税、住民税の領収書又は納税証明書 ④登記簿謄本 ⑤見積書、契約書など

（注）新規申し込みの方は土地・建物の登記簿謄本が必要となります。

■申し込みから決定までの略図■



お問い合わせ・お申し込みは中小企業相談所へ

5

日本政策金融公庫国民生活事業融資制度のご案内

種 類	借入限度額	資金使途	融資期間 (据置期間)	利率	融資条件
一般貸付	4,800万円 (特定設備 7,200万円)	運転	7年 (1年)	返済期間、 担保・ 保証人 の有無に よって異 なりませ す。	ほとんどの業種の方 (金融業、投機的事業、一部の遊興娯 楽業等の業種はご利用になれません)
		設備	10年 (2年)		
		特定設備	20年 (2年)		
新規開業資金	7,200万円 (うち運転資金 4,800万円)	運転	10年 (5年)		新たに事業を始める方、事業開始後お おむね7年以内の方 ※一定の要件を満たす方は、通常よりも有利な条 件でご利用いただけます。 ①女性または35歳未満か55歳以上の方 ②廃業歴があり一定の要件に該当する方 ③中小会計を適用する方 ④創業塾や創業セミナーなどを受けて新たに事 業を始める方 ⑤Uターン等により地方で新たに事業を始める 方 ⑥技術・ノウハウ等に新規性がみられる方 ※この他にもいくつかの優遇条件があります
		設備	20年 (5年)		
経営環境変化 対応資金	4,800万円	運転	8年 (3年)		社会的・経済的環境の変化などによ り、一時的に業況が悪化している方
		設備	15年 (3年)		
企業活力強化 資金	7,200万円 (うち運転資金 4,800万円)	運転	7年 (2年)	卸売業、小売業、飲食サービス、サー ビス業または一定の要件を満たす不動 産賃貸業を営む方で、店舗の新築・増 改築や機械設備の導入を行う方など	
		設備	20年 (2年)		
事業承継・集約・ 活性化支援資金	7,200万円 (うち運転資金 4,800万円)	運転	10年 (5年)	中期的な事業承継を計画し、現経営者 が後継者(候補者を含む)と共に事業 承継計画を策定している方など	
		設備	20年 (5年)		

※保証人担保などについてはお客様の希望を伺いご相談させていただきます。

※この他にも各種制度がございますので詳細はお問合せください。

お問い合わせ・お申し込みは中小企業相談所へ

6 秋田県融資資金のご案内

(1) 中小企業振興資金（小規模事業振興資金・小口支援枠）

種 類	小規模事業振興資金	小口支援枠
対象者	県内で1年以上事業を営んでいる小規模事業者 (常時使用する人数が20人以下(商業・サービス業は5人以下))	
資金用途	運転資金・設備資金	
借入限度額	2,000万円(小規模事業振興資金小口支援枠との合計で2,000万円以内)	2,000万円(既存の保証協会付融資残高との合計で2,000万円以内)
融資期間	運転資金(7年以内・据置1年以内)	設備資金(10年以内・据置2年以内)
利率(年)	1.95%	1.75%
保証料(年)	0.45%	0.5%

(2) 経営安定資金

	借入限度額	融資期間	利率(年)	保証料	担保	備 考
通常枠	8,000万円 (備考④対象は別枠 5,000万円)	10年	1.55%	1.55%以内	必要に応じて	この制度は商工会議所の認定を受けた方がご利用いただけます。主な認定要件は次のとおりです。 ①直近3カ月間、もしくは直近6カ月間の売上高又は今後3カ月間の売上見込みが前年同期比で5%以上減少している。 ②直近決算にて赤字を計上。 ③倒産企業に対して50万円以上の売掛債券等を有している。 ④破綻金融機関と取引のある者として特定中小企業者の認定を受けた。
借換枠	2億8千万円	10年	1.40%	1.55%以内		既存の中小企業振興資金(中小企業災害復旧資金特別枠)又は経営安定資金(緊急経済対策枠、新型コロナウイルス感染症対策枠、危機関連枠(新型コロナウイルス感染症対応)、危機対策枠、危機対策特別枠又は借換枠)を利用した金融債務の残高があり、適切な事業計画を有している方。
特別改善枠	5,000万円	12年	1.95%			商工会議所の推薦を受けた方。
	8,000万円			中小企業活性化協議会の支援を受け事業再生に取り組む方。		

※連帯保証人は、原則法人は代表者のみ、個人事業主は不要。

※この他にも各種制度がございますので詳細はお問合せください。

お問い合わせ・お申し込みは中小企業相談所へ

7 大仙市融資制度及び助成金のご案内

(1) 中小企業者・小規模企業者向けの融資

名 称	中小企業振興資金（マル仙）	小口零細企業振興資金（マル仙小口）
対 象 者	市税を完納している中小企業者	市税を完納している小規模企業者
資金使途	運転資金・設備資金	同左
借入限度額	2,000万円（マル仙小口、マル仙創業を含む）	1,250万円（マル仙、マル仙創業を含む）
融 資 期 間	10年以内	同左
利 率	年率1.75%以内	年率1.55%以内
保 証 料	全額市が負担 ※ただし、事業者選択型経営者保証非提供制度を適用した法人は一部自己負担あり	同左

(2) 創業者向けの融資

名 称	中小企業創業資金（マル仙創業）
対 象 者	市内に新たに創業する方、創業されて間もない方 ※事業を営んでいない市民・個人が対象
資金使途	運転資金・設備資金
借入限度額	1,000万円（マル仙、マル仙小口を含む）
保障期間	10年以内
利 率	年率1.55%以内
保 証 料	全額市が負担 ※ただし、事業者選択型経営者保証非提供制度を適用した法人は一部自己負担あり

(3) 創業者向けの助成金

名 称	大仙市創業支援助成金
対 象 者	市内に新たに創業する方、または新分野に進出する事業者
対 象 業 種	①主に日中の営業をおこなう業種 ②農林漁業、金融保険業、医療福祉業、教育学習支援行を除く業種 ③公序良俗に反しない業種 ④フランチャイズ・チェーンに加盟していない業種
対 象 経 費	事業拠点費、設備導入費、広告宣伝費
助 成 額	上限30万円で対象経費の1/2以内 ※下記に該当する場合は各10万円を加算 ①法人を設立した場合 ②創業開始時に大仙市民を雇用する場合（1人につき10万円） ③市内の空き店舗を活用した場合 ④創業時に45歳未満である場合

※県外から移住し、移住後1年以内の創業である場合は、上記の4要件に加え、100万円を上限に加算する。
 ※県、その他団体から補助金等の交付を受ける場合は、助成対象経費から当該補助金額等を控除した額を助成対象経費として算定する。

お問い合わせ・お申し込みは中小企業相談所へ

8 経営安定特別相談室のご案内

—— 経営に関する相談窓口 相談無料 秘密厳守 ——

こんな時は、経営安定特別相談室をご利用ください

取引先が倒産して経営に大きくひびいている。

仕事の受注量が減ってきた。不振の状態が長引きそうで歯止めをかけたい。

融資により資金繰りを改善し経営不振を切りぬけたい。

赤字が解消されない。思いきった改善策を考えたい。

● 経営安定特別相談室とは

倒産の恐れのある中小企業から事前に相談を受けて、経営的に見込みのある企業については関係機関の協力を得て再建の方途を講じ、また、倒産防止が困難と見られる企業については円滑な整理を図ります。

相談室は商工調停士を中心に弁護士・税理士等各分野の専門家から構成され、万全の体制で皆様のご相談に応じています。

商工調停士とは「経営安定特別相談室」において、中小企業の倒産にかかる諸問題の円滑な解決のための相談・指導を総括するのがその職務で、大曲商工会議所会頭からその職務を委嘱されています。

● ご相談は、お早めに

不幸にして経営が不振に陥った時は、「早期に適切な手を打つ」ことが倒産を防ぐ重要なポイントです。受注・販売の不振、手形の決済など経営の先行きに不安が生じたら、できるだけお早めにご相談ください。

相談内容に最適な対応を検討し商工調停士が支援をします。

【当所委嘱商工調停士】〈弁護士〉河村 憲史 氏 〈税理士〉藤村 成 氏
〈司法書士〉石川 智 氏 〈中小企業診断士〉松館 文子 氏

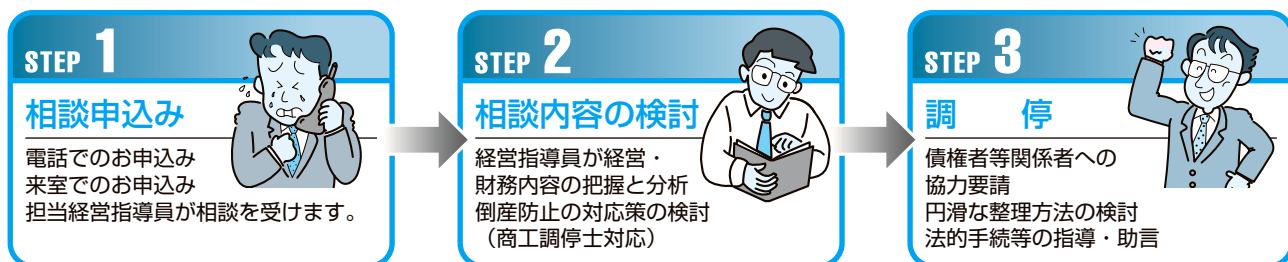
● ご相談の費用は無料です

ご相談についての費用はすべて無料です。ただし、民事再生、自己破産などの法律手続きを弁護士に委任するような場合は、相談者の負担となります。

● ご相談の秘密は厳守します

ご提供いただく個人情報に関しては、商工会議所が経営安定特別相談事業を遂行するうえで必要な範囲に限り利用いたします。また個人情報は、厳重に管理されており、情報の第三者への漏洩はございませんのでご安心ください。

(ご相談の流れ)



9 経営力強化事業のご案内

経営課題の克服のためご相談に応じます

労務管理や事業継承、知的所有権など専門性の高い相談に対し専門相談員が課題解決のお手伝いをいたします。

労務管理

従業員の雇用に関する相談、労働災害に関する相談、福利厚生に関する相談、年金に関する相談など社会保険労務士等が相談に応じます。

事業承継

経営者の高齢化、後継者問題で事業存続の悩みを抱えていませんか。事業承継問題を先送りし、対策を行わないまましていると社会的・経済的損失が発生してしまいます。スムーズな承継を促進するための相談に応じます。

知的所有権

特許権・実用新案権・意匠権・商標権などは、身近に存在します。例えば、第三者が撮影した画像を自社のホームページに無断で転載してしまうと「著作権侵害」で訴えられてしまう可能性があります。そのための対処方法などの相談に応じます。

この他の経営に関する問題や、質問に柔軟な対応をいたしますので、お気軽にご相談ください。

——— 経営に関する相談窓口 相談無料 秘密厳守 ———

10 事業承継支援

近年、中小企業の経営者の高齢化、後継者不在による事業承継問題が深刻化しており、将来の事業存続に課題や悩みを抱える企業が多くなっています。こうした事業承継問題を先送りし、特段の対策を行わないまま経営を続けた結果、産業・雇用喪失といった社会的・経済的損失が発生しています。

そこで国が「事業引継ぎ」を支援する機関を設立し円滑な事業のバトンタッチをサポートし、次世代への経営資源のスムーズな承継を促進します。

- 親族内承継
- 従業員への承継
- 第三者承継（M&A、外部招聘、起業家とのマッチング）

事業承継の
専門スタッフが
ご支援します。

事業を後継者に継がせることになったが、どのような手続きをしていけばいいの？

後継者がいない、今後会社は存続していけるだろうか？

自社を他の企業に譲渡したいが、どのようにすすめていけばよいか？

他の企業を買収したいが、どのように進めていけばよいか？

当事者同士で会社の売買について合意したが、進め方や手続きはどうしたらいいか？

こんな零細企業や個人事業でも相談してもらえるのか？

後継者人材バンク

後継者を探している会社や個人事業主の事業を引き継いでみませんか？

「秋田県後継者人材バンクは」

秋田商工会議所に設置された事業引継ぎの公的相談窓口「秋田県事業承継・引継ぎ支援センター」が運営する事業です。創業を目指す起業家、経験や技術を生かして独立したい方、事業意欲・経営意欲のある県内へのAターン希望者と後継者不在の会社や事業主を引き合わせ、事業引継ぎの実現に向けた支援を行います。

相談無料・秘密厳守 お気軽にご相談ください

● 詳細は、秋田県事業承継・引継ぎ支援センターへ <https://akitacci.or.jp/hikitsugi/> TEL.018-883-3551

11 経営サポートのご案内

(1) 日常取引の記帳から決算・申告まで継続して支援いたします

個人事業主を対象に、日常取引の記帳から決算・申告まで、継続して支援します。
その他にも、記帳や税制の仕組み・節税に関する質問、ご相談は経営指導員や記帳担当職員が随時対応しておりますので、是非ご活用ください。

記帳支援

日々の帳簿の付け方や仕訳の指導はもちろん、決算時に帳簿や書類を提出いただき、当所で決算書・申告書の作成を支援します。

記帳機械化

当所規定の書類に日々の取引を記入し、1カ月毎に提出していただくと、当所でパソコン入力をし、毎月の元帳・試算表をお渡しします。

対象者

1. 会員で個人事業主（小規模事業者）に限る
2. 所得金額が450万円以下の方（特典控除前）
3. 現在税理士や他団体等の指導を受けていない方

手数料

記帳代行	1カ月	8,800円(税込)
記帳指導	決算申告時	8,800円(税込)～
	消費税申告時	
	(簡易課税)	1,100円(税込)～
	(本則課税)	2,200円(税込)～

記帳個別講習会

毎年2～3回、税理士による記帳個別講習会を開催します。（参加費無料・要予約）



(2) 貿易関連証明書の発給

大曲商工会議所では、原産地証明書を始めた貿易関連証明書の発給を行っております。

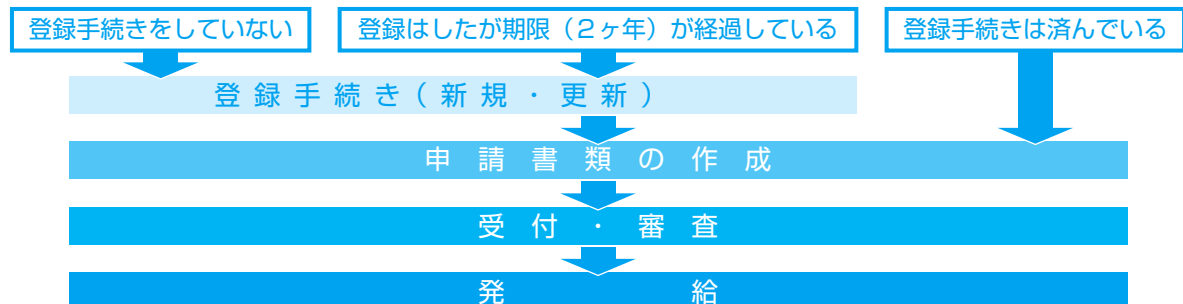
● 原産地証明書とは？

原産地証明書は輸出地駐在の輸入国領事館、または輸出地の商工会議所が、積荷の原産地または製造原産地を証明した書類です。原産地証明書は、たとえば輸出入両国間に関税率の協定があって、輸入者が一般の国定税率より低率な協定税率の適用を希望するような場合に、その特典を受けるための証拠書類として要求されます。また輸入国の為替管理や数量制限の取締り上要求される場合もあります。

原産地証明書は商品の国籍を証明することを目的とした書類ですので、「契約どおりの商品である」「商品価格は適正なものである」といった、原産地証明書の本来の目的とは関係ない文言は記載できません。

● 発給のながれ

商工会議所の証明を受けるには、登録手続きが必要です。



● 料金

登録料（新規・更新）

会員 2,200円(税込) 非会員 6,600円(税込)

原産地証明書等発給手数料

会員 1,100円(税込) 非会員 3,300円(税込)

お問い合わせは中小企業相談所まで

12 労働保険のご案内

(1) 労働保険とは

労働保険とは、労災保険と雇用保険の総称です。社会保険（健康保険・厚生年金保険）が、健康や老後の保障をするのと同じように、労働保険は、下記のような補償をする国の制度です。労働者を一人でも使用する事業主は、労働保険に加入することが法律で義務づけられています。

労災保険

- 工作中的のけがや病気の時
- 工作中的のけがや病気のため働けないとき
- 工作中的のけがや病気がもとで、身体に障害が残ったとき
- 工作中的の事故で死亡したとき
- 通勤途中の災害など

雇用保険

- 労働者が失業した場合及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、再就職を促進するために必要な給付を行うものです。

(2) 労災保険

〈労災保険の適用を受ける労働者〉

労災保険法の適用を受ける事業に使用される労働者は、船員保険の被保険者を除き、すべての者が労災保険法の適用を受けます。

労働者であれば、常用、臨時雇、日雇、アルバイト、パートタイマーなどの雇用形態は関係ありません。

労災保険について

- 全額事業主負担であり、臨時採用者（パート等）も対象となります。
- 保険率は事業の種類によって異なり50余の区分に分かれます。（ $\frac{2.5}{1,000} \sim \frac{88}{1,000}$ ）

(3) 雇用保険

平成30年5月以降、雇用保険被保険者資格取得届、資格喪失届等の届出にはマイナンバーの記載が必要です。

〈雇用保険の適用を受ける労働者〉

- 適用事業に雇用される労働者であって、次のいずれかに該当する場合は、原則として被保険者となります。
 - 被保険者の種類
 1. 一般被保険者（65歳未満の常用労働者）
 2. 高齢被保険者（65歳以上の常用労働者）
※平成29年1月1日より65歳以上の方も対象となります。
 3. 短期雇用特例被保険者（季節的に雇用される者等）
 4. 日雇労働被保険者（日々雇用される者、30日以内の期間を定めて雇用される者）

● 失業した人の就職活動中の生活安定のために失業給付金が受けられます

○ 適用される事業所

「1週間の所定労働時間が20時間以上で、かつ、31日以上引き続いて雇用される見込みのある」労働者を1人以上雇用する事業所は、法人、個人を問わず、原則「雇用保険適用事業所」となります。

○ 保険料の負担

令和6年4月1日～令和7年3月31日

事業の種類	区分	保険料率	事業主負担	労働者負担 (失業等給付に係る 保険料率のみ)
一般の事業		$\frac{15.5}{1,000}$	$\frac{9.5}{1,000}$	$\frac{6}{1,000}$
農林水産・清酒製造事業		$\frac{17.5}{1,000}$	$\frac{10.5}{1,000}$	$\frac{7}{1,000}$
建設業		$\frac{18.5}{1,000}$	$\frac{11.5}{1,000}$	$\frac{7}{1,000}$

※被保険者負担分について1円未満の端数が生じた場合は、

- ① 被保険者負担分を賃金から源泉控除する場合は、被保険者負担分の端数が50銭以下の場合は切り捨て、50銭1厘以上の場合は切り上げとなります。
- ② 被保険者負担分は被保険者が事業主の方へ現金で支払う場合は、端数が50銭未満の場合は切り捨て、50銭以上は切り上げとなります。
- ③ ただし、慣習的な取扱い等の特約がある場合には、この限りではありません。

(4) 労働保険事務代行

労働者を一人でも使用する事業所は労働保険に加入しなければいけません。次のような事業主の方は、労働保険事務組合大曲商工会議所への業務委託をおすすめいたします。

- 加入の手続き、事務処理がわずらわしい。
- 人手不足で労働保険事務まで手が回らない。
- 安定所・監督署が遠くて不便だ。

※手数料がかかります。（詳しくは大曲商工会議所へ）

● 労働保険事務組合とは？

中小企業の事業主の事務委託を受けて労働保険（労災保険・雇用保険）の適用・保険料の納付等の事務処理を行う秋田労働局長の認可を受けた団体です。

● 事務委託したときの特典は？

- 労働保険の事務を事務組合が代行いたしますので、事業主の事務負担が軽減されます。
- 事業主や家族従業者も労災保険に特別加入できますので、労働災害の場合には保険給付が受けられます。（特別加入制度）
- 労働保険料の納付については、額のいかんと問わず、3回に分割納付できます。

● 事務委託できる事業主の範囲は？

常時使用する労働者の総数が300人（金融・保険・不動産・小売業は50人、サービス・卸売業は100人）以下の事業主に限られます。

(5) 労災特別加入制度のご案内

● 特別加入制度とは

労災保険は、労働基準法でいう労働者を対象として、業務上の事由による災害や通勤途上における災害に対する保護を目的とする制度ですので個人事業主、家族従事者、法人の代表や取締役は対象となりません。

しかし、中小事業主等は労働者とともに労働者と同様の業務に従事することが多いことなど業務の実情、災害の発生状況から見て、特に労働者に準じて保護することが適当であると認められる個人事業主や法人の代表などは特別に任意加入が認められています。これが、特別加入制度です。

● 特別加入の範囲

大曲商工会議所に委託し、特別加入できる方は以下に該当する場合があります。

①表1に定める数の労働者を常に使用する事業主（個人事業主、法人の代表）。

②労働者以外で①の事業主の事業に従事する人（家族従事者、法人の代表以外の役員等）。

※労働者を通年雇用しない場合であっても、1年間に100日以上労働者を使用している場合には、常時労働者を使用しているものとして取り扱われます。また、原則として事業主本人の他、家族従事者や役員など全員が加入する必要があります。

表1 中小事業主と認められる企業規模

業種	労働者数
金融業・保険業 不動産業・小売業	50人以下
卸売業・サービス業	100人以下
上記以外の業種	300人以下

● 加入の手続き

特別加入するためには、下記の2つの要件を満たし、秋田労働局長の承認を受けることが必要です。

①雇用する労働者について保険関係が成立していること。

②労働保険の事務処理を労働保険事務組合に委託していること。

加入には特別加入申請書を提出してください。申請書には特別加入を希望する人の具体的な業務内容、業歴及び希望する給付基礎日額などを記入する必要があります。

お問い合わせ・詳細な加入手続きは中小企業相談所まで

13 各種共済制度について

商工会議所では、経営者・従業員の福祉と企業安定のために、お得で便利な各種の共済制度を扱っています。ぜひご利用ください。

制度名／保険種類	内容／特長等
<p>大曲商工会議所 生命共済制度 「はなび共済」 [定期保険(団体型)] + [商工会議所自家給付制度] (引受保険会社：アクサ生命保険株式会社)</p>	<p>役員および従業員の福利厚生制度にご活用いただけます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 病気、災害による死亡から事故による入院まで、業務上・業務外問わず24時間保障されます。保険期間は1年で自動更新です。 ・ 医師による診査は不要です。(告知のみでお申込みいただけます。) ・ 1年ごとに収支計算をおこなって剰余金が生じた場合には、配当金としてお返しいたします。
<p>特定退職金共済制度 [新企業年金保険] (引受保険会社：アクサ生命保険株式会社)</p>	<p>従業員の退職金準備にご活用いただけます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 毎月、定額の掛金を支払うことで、将来支払う退職金を計画的に準備できます。 ・ 退職金制度の確立は従業員の確保と定着化を図り、企業経営の発展に役立ちます。 ・ 法律で定められた退職金支払いのための保全措置が講じられます。(賃金の支払いの確保等に関する法律 昭和51年法律第34号)
<p>火 災 共 済</p>	<p><共済の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 選べる補償－普通火災共済、総合火災共済、新総合火災共済 ・ 火災、落雷および風雹雪災等の自然災害による損害を補償します。 ・ 建物および動産(家財、什器備品、商品等)が加入対象となります。 ・ 店舗、事務所、作業場等および専用住宅も加入できます。 ・ 地震危険補償特約の付帯により、地震による損害(半壊、大規模半壊、全壊の場合)を補償します。(対象は建物のみ)
<p>ハンドル共済 (自動車事故) (費用共済)</p>	<p><共済の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車事故の際、ケガおよびお車の損害に対し任意保険(共済)とは別に、共済金をご契約者様へお支払いします。 ・ 乗用車、貨物車が加入の対象となります。
<p>自動車共済</p>	<p><共済の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対人賠償、対物賠償、人身傷害、搭乗者傷害、車両共済など自動車事故による損害を補償します。 ・ 24時間事故受付、ロードサービス付きです。 ・ 損保、他共済から変更されても無事故歴を継承します。

制度名／保険種類	内容／特長等
<p>アクサの「一生保障」の医療保険 スマート・ケア [医療治療保険(無解約払いもどし金型)Ⅲ型]</p> <p>(引受保険会社：アクサ生命保険株式会社)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・日帰り入院から一時金を受け取れる一生涯の医療保険。 ・入院給付特則を付加すると、入院日数に応じた給付金で上乘せ保障します。 ・3大疾病保険料払込免除特則を付加すると、ガン、急性心筋梗塞、脳卒中で所定の状態になった場合は、その後の保険料のお払込みは不要です。 ※上皮内ガンは除きます。また、乳ガンについては、保障の開始（責任開始日）から90日以内に診断確定された場合はお払込みを免除しません。 ・認知症一時金特約を付加すると、所定の認知症と診断確定され、かつ、公的介護保険制度の要介護1以上に認定されたとき*、一時金をお支払いします。 *その認定の有効期間中である場合に限りです。 ・福利厚生の実と財源確保に役立ちます。
<p>アクサの「治療保障」のがん保険 マイ・セラピー [ガン治療保険(無解約払いもどし金型)]</p> <p>(引受保険会社：アクサ生命保険株式会社)</p>	<p>役員・従業員の福利厚生制度の財源確保にご活用いただけます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変化するガン治療に対応。「ガンを治すこと」をしっかり保障します。 ・ガンの主な治療方法、「手術」・「放射線治療」・「化学療法（抗がん剤治療）」を保障します。 ・ガンによる疼痛などの緩和を目的とした「緩和ケア（緩和療養）」を保障します。
<p>企業経営サポートシリーズ 就業不能保障プラン 【法人契約の場合】 [生活障害保障型定期保険]</p> <p>(引受保険会社：アクサ生命保険株式会社)</p>	<p>経営者・役員の退職慰労金・弔慰金準備にご活用いただけます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営者の「万一の事態」と「就業不能」に備えながら、「勇退後のための資金」も築くことができるプランです。 ・就業不能に備える資金、事業保障資金、死亡退職金・弔慰金、解約時の払いもどし金を利用した役員退職慰労金の準備にご活用いただけます。 ・在任中は就業不能保障や死亡保障として、勇退時は解約時の払いもどし金を利用した役員退職慰労金としてもご活用いただけます。
<p>アクサの「一生保障」の医療保険 スマート・ケア with You [限定告知型終身医療保険(無解約払戻金型)]</p> <p>(引受保険会社：アクサ生命保険株式会社)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・健康に不安がある方のための医療保険。病気やケガによる入院・手術を一生涯保障します。 ※この保険は引受基準を緩和した商品ですので、アクサ生命の他の医療保険に比べて、保険料が割増しされています。

※記載の内容ははなび共済の一部を記載したものです。ご加入にあたってパンフレット、重要事項説明書（契約概要・注意の喚起情報）を必ずご覧ください。

※上記以外にも、いろいろな制度がありますので詳細はアクサ生命保険株式会社 秋田支社 横手営業所までお問い合わせください。

14 小規模企業共済制度

経営者の退職金制度を活用しませんか

小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)又は会社等の役員の方が事業をやめられたり、退職された場合に、生活の安定や事業の再建を図るための資金を、あらかじめ準備しておく共済制度です。いわば経営者の退職金制度といえます。

● 毎月の掛金 ●

○毎月の掛金は1,000円～70,000円の範囲内(500円単位)で自由に選べます。

制度の特色

● 納付の方法

毎月の掛金は、預金口座振替での払込みとなります。また、掛金の払込方法は、月払い、半年払い、年払いから選択できます。

● 掛金は全額所得控除

掛金は、税法上「小規模企業共済等掛金控除」として全額が課税対象所得から控除されます。(1年以内の前納掛金も同様に控除できます。)

● 廃業時・退職時に、共済金が受け取れます

共済金の受取は税法上、一括受取りについては「退職所得」、分割受取りについては「公的年金等の雑所得」として取り扱われます。
(共済金および解約手当金は、受け取る際の年齢や分割などの受取方法などで税法上の取扱いが異なります)

● 契約者貸付制度

共済契約者は、納付した掛金合計額の範囲内で事業資金等の貸付けが受けられます。(担保・保証人不要)

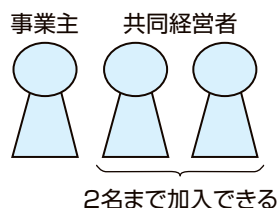
(一般貸付け・傷病災害時貸付け・創業転業時貸付け、新規事業展開等貸付け・福祉対応貸付け・緊急経営安定貸付け・事業承継貸付け・廃業準備貸付け)

● 個人事業主の「共同経営者」も加入できます。 (個人事業主1人につき2人まで)

※共同経営者とは、事業主とともに経営に携わっている方で、次の①②をともに満たす方となります。

- ①「事業の経営において重要な意思決定をしている、または事業に必要な資金を負担している」
- ②「事業の執行に対する報酬を受けている」

共同経営者の加入イメージ



15 経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済制度）

中小企業を連鎖倒産から守ります

本制度に加入後6ヶ月以上が経過して、取引先事業者が倒産し、これに伴い売掛金債権等（売掛金債権・前渡金返還請求権）が回収困難となった場合に、共済金貸付けが受けられます。

● 掛金について ●

- 掛金月額は、5,000円から200,000円の範囲内（5,000円単位）で自由に選べ、掛金の総額が800万円になるまで積立てられます。
- 掛金は税法上、法人の場合は損金で、個人の場合は必要経費に算入できます。
- 掛金の納付は、預金口座振替のみ。
- 掛金の前納や掛止め、掛金月額の変更（増額・減額）も掛金範囲内で行えます。

制度の特色

● 共済金貸付

「回収困難となった売掛金債権等の額」と「掛金総額の10倍に相当する額（8,000万円）」のいずれか少ない額。

● 共済金貸付は無担保・無保証人・無利子です

共済金の貸付は「無担保・無保証人」「無利子」です。ただし、貸付額の1/10に相当する額が、積立掛金総額から控除されます。

● 税法上の特典もあります

掛金は税法上損金（法人）、必要経費（個人事業）に算入できます。

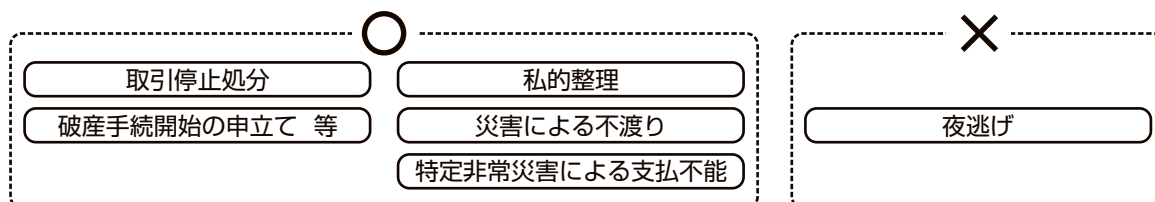
※個人事業の場合、事業所得以外の収入（不動産所得等）は掛金の必要経費としての算入が認められませんのでご注意ください。

● 一時貸付金制度もご利用できます

解約手当金の範囲内で事業資金の貸付が受けられます。

…… ■ 共済金の貸付けが受けられる取引先の「倒産」

私的整理、災害による不渡り、特定非常災害による支払不能についても、取引先事業者の「倒産」として認められ、貸付けを受けられます。



…… ■ 解約と解約手当金

共済契約の解約

- 任意解約 解約者が任意に行う解約
- 機構解約 契約者が12か月以上の掛金の滞納をしたとき、または不正行為によって共済金の貸付けを受けようとしたときなどに機構が行う解約
- みなし解約 契約者が死亡（個人事業の場合）、会社解散、会社分割（その事業の全部を承継させるものに限る）、事業全部譲渡のときは、その時点で解約されたものとみなします。（ただし、共済契約の承継が行われたときは解約になりません）

解約手当金

掛金を12か月分以上納付した方には、納付月数に応じて、解約手当金が支給されます。

16 商工会議所の検定試験（日商検定）

商工会議所の検定試験は、「商工会議所法」に基づき、統一基準で実施される「公的資格」の検定試験であり、確かな人材育成の実績が、各企業から高い信頼を得ています。主に、社会人として価値のある実務的な資格検定を多く取り入れ、これらの資格は社会人にとって大きな財産となるはずですが、自分の能力を「かたち」として表現することは、これからの時代において重要な役割を果たします。ぜひ皆様のチャレンジをお待ちしております。

統一試験 (ペーパー試験)	検 定 P R	施 行 日	受 験 料 (税込)				
			1 級	2 級	3 級	4~6級	7~10級
珠 算 1~10級	そろばんを学習することは、子供の能力開発に役立つといわれ、計算力・暗算力はもとより記憶力や集中力、思考力なども養われるとして、その効力が見直されています。また、習熟してくると脳を高速に働かせるので学力全体を伸ばすこともできます。	6月23日 10月27日 令和7年 2月9日	2,800	2,000	1,800	1,200	1,000
簿 記 1~3級	簿記は、企業の経営活動を記録・計算・整理して、経営成績と財政状態を明らかにする技能です。企業の活動を適切、かつ正確に情報公開するとともに、経営管理能力を身につけるために、簿記は必須の知識です。	(1級~3級) 6月9日 11月17日 (2級・3級) 令和7年 2月23日	8,800	5,500	3,300		

※簿記検定2級・3級は年3回行う「全国統一試験(ペーパー試験)」に加え、「ネット試験方式」がスタートしております。1級はこれまでと同様、年2回(6月、11月)にペーパー試験で実施となります。

ネット試験	検 定 P R	施 行 日	受 験 料 (税込)				
リテール マーケティング (販売士) 1~3級	マーケティング知識を活かした販売促進、売り場づくりや接客の技術、在庫管理などに関する能力を判定します。	施行日は各 テストセン ターが決定	8,800	6,600	4,400		

ネット試験	検 定 P R	施 行 日	受 験 料 (税込)			
			EXPERT	STANDARD	BASIC	ENTRY
日商 プログラミング	情報技術の基盤となるプログラミングスキルを体系的に修得することができる試験です。	施行日、回 数は各ネッ ト試験会場 が決定	6,600	5,500	4,400	3,300

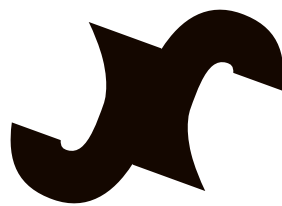
ネット試験	検 定 P R	施行日	受 験 料 (税込)			
			1 級	2 級	3 級	BASIC
日商PC検定 (文書作成)	Microsoft Word を活用し、正しいビジネス文書や説得力のある報告書、資料等を作成できる能力を判定します。	(1 級) 10月6日	11,000	7,700	5,550	4,400
日商PC検定 (データ活用)	Microsoft Excel を活用し、業務データを集計・分析し、表やグラフを用いた効果的な資料等を作成できる能力を判定します。	令和7年 2月16日	11,000	7,700	5,500	4,400
日商PC検定 (プレゼン資料作成)	Microsoft PowerPoint を活用し、高度なビジュアル表現を用いた説得力のあるわかりやすいプレゼン資料を作成できる能力を判定します。	(2 級・3 級 BASIC) (毎月第3金曜日は 全国統一試験日)	11,000	7,700	5,500	
電子会計実務	簿記の理論・知識をもとに、会計ソフトから得られる会計情報を分析・活用し、経営に役立てる能力を判定します。	(1 級) 2024年度は施行 しません。 (2 級・3 級) 施行日、回数は 各ネット試験会 場が決定 (毎月第3金曜日は 全国統一試験日)	11,000	7,700	4,400	
DCプランナー (企業年金総合プランナー)	確定拠出年金だけでなく、年金制度全般にわたる専門的な知識に加え、投資やライフプランに関する知識を併せ持ち、公共性と専門性を兼ね備えた総合的な“年金・退職金と投資教育のエキスパート”を判定する試験です。	通年実施	5,500 (1分野あたり)	7,700		
簿記検定 (2級・3級)	2020年12月よりネット試験方式がスタートしております。試験終了後、すぐに合格が判明しますので、速やかに資格取得を目指す方にオススメです。	施行日、回数は 各ネット試験会 場が決定		5,500	3,300	

ネット試験	検 定 P R	施行日	受 験 料 (税込)
簿記初級	簿記の基本原則および企業の日常業務における実践的な簿記の知識の習得をめざす初学者のための試験です。	施行日、回 数は各ネッ ト試験会場 が決定	2,200
原価計算初級	原価計算の基本的な考え方や知識の理解・習得をめざす初学者のための試験です。		
日商 ビジネス英語	国際ビジネスの現場で通用する英語力を判定します。 【新たにスピーキング・リスニングを導入し、実際のビジネスシーン（電話対応・会議・交渉・接遇等）におけるコミュニケーションツールとしての英語力を判定します。】	7月7日 11月10日 令和7年 3月2日	6,600
キータッチ2000 テスト	資料やメモを作成する時に、頭で考えたこと・人から聞いたことを、キーボードを見ないで即座に入力できる、正確で速いタッチタイピングの能力を判定する試験です。	施行日、回 数は各ネッ ト試験会場 が決定	2,200
ビジネス キーボード	ビジネス実務で要求される速くて正確なキーボードの操作技能を判定する試験です。「キータッチ 2000 テスト」の中・上級レベルにあたります。		

商工会議所検定ホームページ <http://www.kentei.ne.jp>

※随時検定申込期間等については、ネット試験認定校（会場）で随時開催します。

試験校のお問い合わせは、当会議所までお願いします。



OMAGARI

ご相談は…商工会議所へ

- 金 融 事業資金の借入や資金計画について
 - 税 務 税金や確定申告について
 - 経 理 帳簿のつけ方や決算の仕方について
 - 労 務 労働保険について
 - 経 営 経営課題の解決や補助金の活用について
- …………etc.

ご相談の秘密は厳守いたします